

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第12期第15回島根海区漁業調整委員会が平成19年12月17日に松江勤労者総合福祉センター（愛称：松江テルサ）で開催されましたので、会議の概要をお知らせします。報告が遅くなり申し訳ありません。



1. 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について（諮問）

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づき、本県ではマイワシ、マサバ及びゴマサバ、マアジ、スルメイカ、ズワイガニについて漁獲可能量が定められています。

この内容について、農林水産大臣から19年変更数量と20年数量とが示され、県の定める関係部分もそれに連動して変更する必要があり、知事から当委員会に諮問があったものです。審議の結果、水産庁の示した数量に変更する案が妥当である旨、答申することになりました。

なお、ズワイガニ、マサバ及びゴマサバの管理期間については、年末が盛漁期にあたるため、「7月～翌年6月」の期間設定になっています。

◇知事管理量

	H19年1～12月（ズワイガニ、マサバ及びゴマサバについてはH19年7～H20年6月）	H20年1～12月（ズワイガニ、マサバ及びゴマサバについてはH20年7～H21年6月）
マイワシ	若干	若干
マサバ及びゴマサバ	17,000トン	14,000トン
マアジ	42,000トン	26,000トン
スルメイカ	若干	若干
ズワイガニ	若干	若干

◇上記のうち中型まき網漁業の知事管理量

	H19年1～12月（マサバ及びゴマサバについてはH19年7～H20年6月）	H20年1～12月（マサバ及びゴマサバについてはH20年7～H21年6月）
マイワシ	若干	若干
マサバ及びゴマサバ	16,000トン	13,000トン
マアジ	39,000トン	24,000トン

2. 漁業権一斉切替えのための漁場計画について（協議）

定置漁業権及び区画漁業権の次期一斉切替えに当たり、漁業法第11条の規定によりあらかじめ行うこととされている漁場計画について、その素案が示され、その審議が行われました。審議の結果、事務局が示した方針案に沿って作業を進めることになりました。

漁場計画素案の件数は以下のとおりです。

1. 定置漁業権(出雲地区16件、石見地区7件)
 - a 新規漁業権 (なし)
 - b 廃止漁業権 (3件)
2. 区画漁業権

(第1種藻類) 出雲地区35件、石見地区1件

 - a 新規漁業権 (なし)
 - b 廃止漁業権 (7件)

- c 検討中（1件）
- （第1種貝類）出雲地区11件
 - a 新規漁業権
1件（上記廃止予定の第1種藻類を貝類に変更）
 - b 廃止漁業権（5件）
 - c 魚種の変更（8件）
- （第1種魚類）出雲地区2件
 - a 新規漁業権（なし）
 - b 廃止漁業権（なし）
 - c 魚種の変更（1件）

2. 漁業調整規則の改正について（報告）

国において漁業法及び水産資源保護法の一部改正が作業が進められ、本年6月に公布されました。本法は平成20年4月1日から施行されますが、都道府県の漁業調整規則改正の為に規則例が水産庁から示されました。

そのことを受け、県では、来年4月1日からの法施行に併せ、本県漁業調整規則改正の作業に入っていますが、どの部分をどう改正するのか、その考え方の報告がありました。

なお、この規則の改正は国の漁業法及び水産資源保護法の一部改正にあわせ、県漁業調整規則に違反する無許可操業等に対する罰則を大幅に引き上げる内容となっています。

以下が検討状況の概要です。

（1）漁業法に対応した漁業許可制の導入

第7条関係 ①密漁対策について

特定の水産動植物の採捕を目的とした漁業は設けない

※さざえ漁業、あわび漁業



- ・従来の慣習から、組合員以外の地元関係者が採捕する例が見受けられ（組合員の家族、夏場に規制した親戚等）、混乱をきたす恐れあり
- ・漁業権侵害の罰則もある
- ・極めて悪質な密漁は潜水器漁業で罰則

②潜水器漁業の罰則強化

・「漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない」と規定



- ・無許可操業に対し、漁業法の罰則が適用される

③漁業権に基づく場合は許可は不要としたい

（実績のある固定式さし網、小型定置網、地びき網及びかご漁業）



- ・各漁協（支所等）において、操業許可証を発行し、名簿を整備している場合に限る（行使規則等に基づき、漁協内の手続きを踏んで行使規則を定め、操業許可証の発行と許可名簿を整備する必要がある）と水産庁から指摘

（2）禁止区域等

旧第42条、43条関係 規則例に基づき削除



- ・ 今後は漁業許可証の制限又は条件に記載
- ・ 現有許可証の満了期日までは、旧第42条・43条の規定が適用されるよう附則に記載する。

(3) 漁獲成績報告書の提出

第56条関係 漁獲成績報告書を提出期間までに知事に提出



- ・ 法定知事許可である中まき、小底は毎月の漁獲成績報告書を翌日の末日まで
- ・ その他の漁業全般については、毎月の漁獲成績報告書を漁期終了後すみやかに

(4) 罰則

第57条関係 第7条、37条の違反を削除→漁業法本体で罰則

3. 小型底びき網漁業包括的資源回復計画について（諮問）

この計画は、県下の小型底びき網漁業において小型魚の保護を図るなど資源管理に取り組み、漁業経営の維持安定を図ることを目的としたものです。島根県水産技術センターの事前調査や試験結果に基づき、小型機船漁業協議会（小底部会）で資源回復計画が検討され、知事の定める計画案として本委員会に諮問があったものです。計画内容の骨子は以下のとおりで、審議の結果、異議ない旨の答申がなされました。

(1) 実施期間

- ・ 平成19年度～平成23年度（5年間）

(2) 漁獲努力量の削減措置

- ・ マダイ15cm、ヒラメ30cm以下の再放流（継続）
- ・ 季節、漁場に応じた網目の拡大を検討する。（ソウハチ）
- ・ 小型魚、小型ズワイガニ、ゴミ等の混獲を防止するため、逃避…選別機能を有した改良漁具の普及・導入を行う。
- ・ 土曜日は休漁とする。（継続）
- ・ 操業時間は、日の出1時間前から日没とする。（継続）

(3) 資源の積極的培養措置

- ・ マダイ、ヒラメの種苗放流の実施（継続）

(4) 公的担保措置について

- ・ 自主規制による取り組みを推進することとし、必要に応じて公的担保措置の実施を検討する。

(5) その他

- ・ 新たな販売対策への取り組みを検討する。

4. その他

・ 九州・山口北西海域で関係県により広域的に取り組まれているトラフグの資源回復計画案が紹介されました。計画の内容は、これまで10トン以上の漁船が対象となっていた承認制を、5トン以上の漁船まで拡充したり、県毎の隻数枠を設けたりするものです。